

(建築物排水管清掃業)

建築物排水管清掃業登録申請に必要な書類等

- 登録申請書
- 別紙1 (設備・機器名簿)
- 別紙2 (監督者等名簿)
- 別紙3 (研修実施状況)  
必要に応じ、登録団体の交付する証明書等を添付 (詳細は、別紙3の解説参照)
- 別紙4 (作業の実施方法等)  
別紙4の中に更に別紙ある場合は、その別紙も添付
- 排水管清掃作業監督者講習会修了証の本証と写し  
新規登録の場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の本証と写しでも、申請が可能です。再登録の場合は不可。  
本証は申請後、その場で返却いたします。
- 機械器具が貸借の場合は、貸借契約書等の写し
- 機械器具保管庫の設置場所を示す地図
- 機械器具保管庫内の構造、機械器具の配置を示す図面
- 再登録の場合は、旧登録証明書の写し
- 申請手数料35,000円  
申請時に現金でお持ちください。

(建築物排水管清掃業)

申請当日は、申請手数料として35,000円を現金でお持ちください。県証紙等は絶対に買わないでください。

様式第6号 (第6条関係)

登 録 申 請 書

平成20年4月1日

(あて先)静岡市保健所長

住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 静岡県静岡市葵区城東町24番1号

氏名 法人にあっては、その名称並びに代表者の氏名及び住所 静岡衛生株式会社  
代表取締役 静岡 太郎 代表者印

法人申請の場合は、記名押印が必要。個人申請の場合は署名のみでも可能。なお、会社所在地とは別に代表者の住所も記載してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請を行なう業種に一つだけ○をつけてください。同時に複数の業種を申請する場合は、申請書をもう一部用意して、別個に申請してください。	営業所	名称	静岡衛生株式会社 静岡営業所
	所在地	静岡市駿河区〇〇町〇番〇号	
	責任者の氏名	営業所長 駿河 一郎	

登録を受けようとする事業の区分	添付書類
建築物清掃業	別紙1から4まで、省令第25条第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物空気環境測定業	別紙1、2及び4、省令第26条第2号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物空気調和用ダクト清掃業	別紙1から4まで、省令第26条の3第2号に規定するものであることを証する書類及び営業所の案内図
建築物飲料水水質検査業	別紙1、2及び4、飲料水の水質検査を行う検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面、省令第27条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物飲料水貯水槽清掃業	別紙1から4まで、飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第28条第4号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
○ 建築物排水管清掃業	別紙1から4まで、排水管の清掃作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、 <u>省令第28条の3第4号に規定するものであることを証する書類</u> 並びに営業所の案内図 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; font-size: x-small;">排水管清掃業監督者の資格を有することを証明する書類</span>
建築物ねずみ昆虫等防除業	別紙1から4まで、ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の保管庫の設置場所、構造及び器具の保管状態を明らかにする図面、省令第29条第3号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図
建築物環境衛生総合管理業	別紙1から4まで、省令第30条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定するものであることを証する書類並びに営業所の案内図

(注) 登録を受けようとする事業の区分の欄は、該当する箇所にも○印を記入してください。

(建築物排水管清掃業)

別紙1

設 備 ・ 機 器 名 簿

平成20年4月1日現在

名称	型式	数量	購入年月日
内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）	A社 ○○-○○○型	2	平成19年4月1月
高圧洗浄機	B社 ○○○型	2	平成18年4月1月
高圧ホース	C社 ○○○型	2	平成17年4月1月
洗浄ノズル	D社 ○○-○○○型	2	平成16年4月1月
ワイヤ式管清掃機	E社 ○○型	2	平成15年4月1月
空圧式管清掃機	F社 ○○-○○型	2	平成14年4月1月
排水ポンプ	G社 ○○-○型	2	平成19年4月1月
ここに挙げられた機材は、法令により用意する事とされている機材です。これらの機材は必ずご用意ください。この他にも使用する機材があれば、記載してください。		数量に基準はありません。作業班が一斑のみであれば最低一台ずつあれば結構ですが、作業班が複数ある場合は、作業班の数だけ機材をご用意ください。	
<p>・機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象とします。</p> <p>・機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければなりません。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。<u>その場合は、貸借契約書等の写しを添付してください。</u></p> <p>・同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとはできません。</p>			

(建築物排水管清掃業)

別紙2

監督者名簿

平成20年4月1日現在

監督者・実施者等の別	氏名	業務の範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
排水管清掃作業監督者	排水 太郎	排水管清掃作業の監督	1年	排水管清掃作業監督者講習会修了(排第99999号)	平成19年3月1日
排水管清掃作業監督者	排水 二郎	排水管清掃作業の監督	1年	建築物環境衛生管理技術者(第88888号)	平成19年3月1日

建築物環境衛生管理技術者が、監督者となる事ができるのは、新規登録の場合のみ。再登録の再、建築物環境衛生管理技術者を引き続き監督者とする事はできません。

- ・排水管清掃作業監督者講習会修了証の本証と写しを持参してください。  
(新規登録の場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の本証と写しでも、申請が可能です。再登録の場合は不可。)
- ・同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることはできません。

(建築物排水管清掃業)

(新規登録の場合)

新規登録の場合は、過去1年間の研修実績と、今後1年間の研修予定を記載してください。

別紙3

研修実施状況(計画)(平成19年4月1日から平成21年3月31日まで)

平成20年4月1日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象 従業員数	参加 従業員数
平成19年5月1日 (実績)	〇〇法人〇〇協会の 作業従事者研修	〇〇法人〇〇協会 講師	5人	5人
<p>厚生労働大臣の登録を受けた団体が実施する、従事者研修を受講する事が望ましい。この場合、当該団体が発行する<u>従事者研修修了証明書等を添付してください。</u></p>				
平成20年5月1日 (予定)	ダクト清掃作業の方法 機械器具の使用 安全・衛生注意事項	排水 太郎 ダクト清掃作業監督者 (ダ第99999号)	5人	5人
<p>諸般の事情により事業者が自ら研修を行なう場合は、その指導に当たる者は、作業監督者等、知識を十分に有する者であること。</p>				
	使用教材 「排水管清掃作業従事者研 修用テキスト」 〇〇法人〇〇協会著			
<p>研修に使用する教材は、厚生労働省労働大臣の登録を受けた団体が実施する従事者研修で使用されている教材と、同等のものを使用する事が望ましい。</p>				

業務に従事する者全てが受講してください。

(建築物排水管清掃業)

別紙4

作業の実施方法等

平成20年4月1日現在

作業班の編成	作業班	監督者の氏名	使用する機械器具
	1班 4名 監督者1名 従事者3名	排水 太郎 排水管清掃作業監督者 (排第99999号)	別紙1の機材一式
	2班 3名 監督者1名 従事者2名	排水 二郎 建築物環境衛生管理技術者 (第88888号)	別紙1の機材一式
			班が複数ある場合は、極力各班にダクト清掃作業監督者の資格を有する者が存在するように構成してください。
作業の手順等			
別紙Aのとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">この欄に収まらない時は、別紙にまとめても結構です。</div>			
業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法			
<p>業務の委託は原則として行わない。やむを得ず業務を委託する場合は、<u>あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が弊社の手順書に掲げる要件を満たしていることを常時把握する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">下線部分については、自社の状況に応じたこれに類する内容を必ず記載してください。</div>			
苦情及び緊急の連絡に対する体制			
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">建築物維持管理権限者等 (苦情申立者)</div><div style="width: 60%; text-align: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">静岡衛生(株) TEL〇〇〇-〇〇〇〇</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">排水管清掃作業監督者</div><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">その他作業実施者 (必要に応じて)</div></div><div style="width: 20%; text-align: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">代表取締役 (必要に応じて)</div></div></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">自社の状況に応じた連絡体制を記載してください。</div>			

(建築物排水管清掃業)

(別紙4の別紙A)

作業の手順等

下線部分は、法令等により手順書に盛り込む事とされている内容です。自社の状況に応じたこれに類する具体的内容を必ず記載してください。  
この他にも自社独自の方法がありましたら記載してください。

1 作業工程

- ・排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行う。
- ・排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞へいそくの状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認する。
- ・敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずる。
- ・排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認する。

2 機械器具等の点検の方法

排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

点検は自社において作業終了の都度行い、具体的な方法としては〇〇〇〇。

3 保管庫の管理責任者の氏名

保管庫の管理責任者は〇〇〇〇。管理責任者の保管状況確認方法としては、〇〇〇〇。

4 作業報告作成の手順

〇〇〇〇は、作業終了後〇〇日以内に作業報告書を作成し〇〇〇〇に提出する。作業報告書に記載する内容は〇〇〇〇。

## (建築物排水管清掃業)

### 機械器具の保管庫について

建築物排水管清掃業では、機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫が必要となります。

#### 1 保管庫に必要とされる要件

保管庫については、以下の要件を満たす事が必要とされています。要件を満たしているか否かについて、申請後に保管庫を確認させていただきます。

- ・機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫であること。
- ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ・機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ・他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- ・排水管清掃作業に用いる薬剤についても、機械器具に準じて適切に保管すること。

#### 2 機械器具の自動車での保管

原則として自動車を保管庫とすることはできませんが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、以下の要件を満たしている場合に限り認められます。

- ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ・機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ・自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

#### 3 添付書類

保管庫について以下の書類を添付してください。

- ・保管庫の設置場所を示す地図
- ・保管庫内の構造、機械器具の配置を示す図面